の端数を四捨五入する。）

a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 25 年度から平成 28 年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とする。）

a_5　平成 25 年から平成 29 年までの各年の 4 月 1 日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 25 年度から平成 28 年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とする。）

［略］

α　平成 25 年度から平成 29 年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村について、当該職員のうち、地方公務員法第 17 条、第 28 条の 4 第 1 項及び第 28 条の 6 第 1 項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条及び第 4 条に規定する職員であつて、各年度の 4 月 1 日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨

の端数を四捨五入する。）

a_4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 24 年度から平成 27 年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とする。）

a_5　平成 24 年から平成 28 年までの各年の 4 月 1 日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数の合計数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a_6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成 24 年度から平成 27 年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 1 を超える場合には 1 とする。）

［同左］

α　平成 24 年度から平成 28 年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。）を採用した特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村について、当該職員のうち、地方公務員法第 17 条、第 28 条の 4 第 1 項及び第 28 条の 6 第 1 項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条及び第 4 条に規定する職員であつて、各年度の 4 月 1 日において在職している職員の数として総務大臣が調査した数を 5 で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨